

自己資本比率規制の改正(バーゼルⅢ最終化)に向けた対応

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室
室長・青崎 稔、課長補佐・中村 大輔

本邦では、2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組み(バーゼルⅢ最終化)を、23年3月期以降、段階的に導入しており、25年3月期には標準的手法を利用する国内基準金融機関の実施期限を迎える。本稿では、国内での実施状況について概説した上で、特に信用組合業界にとっての留意点について解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

1. 概要

最終化されたバーゼルⅢは、自己資本比率の分母であるリスクアセットの計測改善を主な目的とした規制改革である。具体的には、内部モデルを利用してリスクアセットを計測する(大手)金融機関には、計測のばらつきを抑制する観点から、計測の方法と結果に対して制約が課

されることになる。例えば、デフォルト実績が僅少で信用リスクの計測を合理的に行うことが困難であると見込まれる要素には内部モデルの適用が制限され、リスクアセットの計測値には下限(資本フロア)が設けられる。一方、標準的手法を利用する金融機関には、よりリスク感応的にリスクアセットを計測することが求められるようになる。例えば、住宅ロー

ン(不動産担保債権)には、一律35%のリスクウェイトを適用するのではなく、担保価値に対する貸出金総額の割合(LTV)の水準に応じたリスクウェイトを適用することになる(図表1)。

資本政策への影響という意味では、内部モデルを利用している金融機関への影響が大きいと思われるが、標準的手法を利用する金融機関にとってもリスク計測

2. 本邦での実施状況

(1) 新規制の策定状況

金融庁は、20年12月に「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」を公表し、実施に向けた基本的な考え方について市中に意見を求めた。その後、21年3月と9月に規制(自己資本比率規制告示)案のパブリックコメントを実施し、22年4月には銀行・銀行持株会社向けの告示を公布した。23年12月までに6業態(銀行、銀行持株会社、農林中金、商工中金、信用金庫、最終指定親会社)に係る告示を公布しており、残る4業態(信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合)についても24年3月末までの公布に向けて準備を進めているところである。

なお、業態ごとに告示を整備しているのは、各業態の根拠法(銀行法、協同組合による金融事業に関する法律など)が異なるためであり、基本的に規制内容は同一である。ただし、国内基準金融機関

や業態の特性に鑑みて、一部については異なる規制枠組みを設けている。例えば、住宅ローンは、国際合意上、LTVに基づきリスクウェイトが決まることになっているが、小規模金融機関にとってLTVを定期的にモニタリングすることが容易ではないとの声があったことから、国内基準では現行の簡素な取扱い(抵当権により完全に保全されている場合は35%、それ以外は75%のリスクウェイト)も利用できることとしている。また、金融機関向け債権に係る信用リスクは、外部格付を参照したリスクウェイトが適用されることになるが、協同組織金融機関及び系統金融機関(協同組織金融機関等)によるそれらの中央機関向け預け金については、現行同様、一律20%のリスクウェイトが適用される。これは、協同組織金融機関等には、経営が悪化した個別金融機関に対して、自主的なルールに基づきモニタリングや資本増強等を行う相互支援制度があり、これを加味して他の金融機関よりも低いリスクウェイトを適用す

(図表1) バーゼルⅢ最終化のポイント

信用リスク	内部モデル手法の利用制限、標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上
信用評価調整(CVA)リスク	内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入
オペレーショナルリスク	既存の標準的手法及び内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入(計測手法の一本化)
マーケットリスク	内部モデルのリスク計測の精緻化及び承認要件の厳格化、標準的方式と内部モデル方式の整合性向上
資本フロア	内部モデル手法により算出されたリスクアセットが、標準的手法で算出されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置の導入

の精緻化に必要なデータを整備するなど
の対応が求められる。現在、信用組合業
界においては、内部モデルを利用してリ
スクアセットを計測する先はないことか
ら、本稿では、主に標準的手法を利用す
る金融機関を念頭において解説する。

信用組合は、現在、標準的手法により信用リスクを計測する国内基準金融機関である。もともと、計143の信用組合の規模や資産構成、自己資本比率の水準はさまざまであるし、信用組合の中央機関である全国信用協同組合連合会(全信組連)と個々の信用組合では、影響や対応は大分異なる。こうした認識のもと、あえて留意点をいくつか述べてみたい。

(1) 基準変更によるリスクアセットの変化

本邦の金融機関の多くは、信用リスクがリスクアセットの8〜9割を占めることから、信用リスク計測の見直しに注目することで、大まかな影響を推測することができる。この点、先に述べたように、協同組織金融機関等によるそれらの中央機関向け預け金には、現行同様、一律20%のリスクウェイトが適用されること、

3. 主な留意点

実際、20金融グループ39先が23年3月期から新規制を適用している(図表4)。

また、住宅ローンも現行の取扱い(35%又は75%のリスクウェイト)が適用可能であることから、多くの信用組合にとってリスクアセットへの影響は必ずしも大きくはないのではないかと思われる。

留意が必要なのは、企業融資と保有株式に係る基準変更の影響である。企業融資は、無格付の中堅中小企業(連結売上高50億円以下の企業)債権や外部格付BB格の企業債権のリスクウェイトが低下する(100%↓85%、75%)ため、こうした企業に融資や債券投資を行っていればリスクアセットは減少する。一方、保有株式は、リスクウェイトが100%から250%(投機的な非上場株式は40%)に段階的に上昇することから、保有額が大きい先はリスクアセットの増加が大きくなる。そのほか、カードローンを発行している場合には、その融資枠が「無条件で取消可能なコミットメント」として扱われるため、オフバランス取引として10%の掛目(5年間かけて段階的に引き上げ)を適用してエクスポー

ジャーを認識することとなる。

なお、株式の取扱いについて補足すると、基準変更が所要自己資本額にもたらす影響を緩和させる観点から経過措置が設けられており、リスクウェイトは100%から5年間かけて250%(投機的な非上場株式の場合は40%)に上昇することになっている。保有株式が少なくない場合は、経過措置期間中に毎年リスクアセットを増加させる要因となることから、単年度というよりは数年後の資本運営への影響も見据えながら、ポートフォリオの見直しや、配当等の資本政策を検討する必要がある。また、「投機的な非上場株式」の範囲に関してであるが、投資対象が長期的な関係の構築に資する場合や企業再生を目的とする場合であれば、これに該当しない。詳細は金融庁が公表する告示Q&Aを参照いただきたいが、例えば、地場スタートアップ育成のための継続的投資は、「投機的な非上場株式」に該当しないと考えられる。

ることができるといって国際合意でも認識された点を踏まえた措置である。そのほか、図表2に示したような差異がある。

(2) 新規制の適用時期

国際的には、23年1月からの実施を基本としつつ、「可能な限り早期に実施す

る」ことで合意されている。これを踏まえ、本邦では、図表3のとおり、国際統一基準金融機関は24年3月期、国内基準金融機関は25年3月期を適用期限としつつ、23年3月期以降は金融機関が希望すれば早期適用も可能な枠組みとして導入

(図表2) 国内基準金融機関や協同組織金融機関向けの特別措置

中堅中小企業向け債権のリスクウェイト(信用リスク)	債権総額が1億円以下等の要件を満たす中堅中小企業向け債権(リスクウェイト75%)等の企業規模判定においては、30年3月まで、現行基準における中小企業向けの基準(資本金基準等)を使用することができる。												
株式のリスクウェイト(信用リスク)	協同組織の中央機関と傘下機関間の出資は、国内基準金融機関に限り、現行のリスクウェイト(100%)を適用することも可能。												
自己居住用不動産等向け及び賃貸用不動産向けエクスポージャー(信用リスク)	現行規制における「抵当権付き住宅ローン」の抵当権保全状況による区分方法を踏襲し、国内基準金融機関は、「自己居住用不動産向けエクスポージャー」及び「賃貸用不動産向けエクスポージャー」において、抵当権保全状況に基づくリスクウェイトを適用することも可能。												
不動産向けエクスポージャーにおけるLTV比率算出の特例(信用リスク)	国内基準金融機関は、不動産関連エクスポージャーの「LTV比率」計算における「V:物件価値」の取扱いとして、融資実行時点ではなく各金融機関が内部管理で用いている合理的な値を使用することが可能。												
デリバティブの与信相当額計算方法(信用リスク)	与信相当額の計算方法として標準的手法(SA-CCR)の適用が求められるようになるところ、内部モデルを使用しない国内基準金融機関にあっては、従前どおりカレント・エクスポージャー方式による計算も可能。												
無条件で取消可能なコミットメント(信用リスク)	オフバランス取引の掛目が引き上げられるところ(0%→10%)、国内基準金融機関には経過措置を設ける。 <table border="1"> <tr> <th>適用1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>6年目以降</th> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>2%</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>8%</td> <td>10%</td> </tr> </table>	適用1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降	0%	2%	4%	6%	8%	10%
適用1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降								
0%	2%	4%	6%	8%	10%								
トレーディング勘定と銀行勘定の分類(マーケットリスク)	協同組織金融機関(中央機関を除く)については、トレーディング勘定(商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定)への分類が想定される商品を銀行勘定へ分類する場合について、当局への反証を不要とする。												
商品国債及び商品地方債の取扱い(マーケットリスク)	協同組織金融機関がマーケットリスク相当額を算入することが求められる場合においても、トレーディング勘定で保有する商品国債及び商品地方債については、マーケットリスク相当額の計測を不要とする。												

(図表3) 本邦における新規制の実施時期

- 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関(最終指定親会社を除く): 24年3月末
- 内部モデルを採用しない国内基準金融機関、及び最終指定親会社: 25年3月末
- 但し、23年3月末以降、早期適用を希望する金融機関は、金融庁への届出により適用可能

(図表4) 23年3月期よりバーゼルⅢを適用する先(金融グループ単位で記載。下線は内部モデル採用先)

国際統一基準金融機関	国内基準金融機関
地域銀行: <u>コンコルディアFG</u> 、 <u>しずおかFG</u> 、 <u>山口FG</u> 、 <u>群馬銀行</u> 、 <u>滋賀銀行</u>	地域銀行: 池田泉州HD、西日本シティFH、ひろぎんHD、ふくおかFG、めぶきFG、紀陽銀行、京都銀行、七十七銀行、百五銀行、山陰合同銀行
協同組織金融機関: <u>農林中央金庫</u> 、 <u>商工組合中央金庫</u>	ネット系銀行等: <u>住信SBIネット銀行</u> 、 <u>ソニーFG</u> 、 <u>auFH</u>

※ FG: フィナンシャルグループ、HD: ホールディングス、FH: フィナンシャルホールディングス

(2)リスク管理の高度化によるリスクアセットの削減(信用リスク)

バーゼルⅢ最終化が、標準的手法のリスク感度を上げることが目的の一つとして、信用組合にとっては、いずれも選択肢の一つという位置づけになるが、以下のようにリスク管理やデータ整備によってリスクアセットを削減できる余地がある。

まず、リテールに関して、現行では一律75%のリスクウェイトが適用されているが、(商品又はサービスの購入による)クレジット・カードの利用に係るエクスポージャーで、過去12カ月間にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されているものなどには、45%のリスクウェイトを適用することができる。

また、住宅ローン(自己居住用)は、現行の取扱い(35%又は75%のリスクウェイト)も利用できるが、LTV比率に応じて20%から70%のリスクウェイトを適用する枠組みも用意されている。

LTV比率が80%以下の債権であれば、リスクウェイトは30%以下になる。

(3)オペレーショナルリスクの見直し

信用組合は、現在、オペレーショナルリスクを粗利益の15%とする基礎的手法(BIA)によって計測しているが、バーゼルⅢ最終化では同手法が廃止され、今後は「事業規模要素」に「内部損失乗数」を乗じて算出する標準的手法を利用することが求められる。事業規模要素は、預金業務等、役員取引等、金融商品取引のそれぞれの規模の合計額として示され、内部損失乗数は(事業規模指標が1,000億円以下の場合)1とすることができるが、金融庁の承認を受けた上で自行推計することも可能である。

23年3月期は、15金融グループ28先が承認を受けた上で自行損失データを利用して内部損失乗数を算出した。承認審査では、告示に示された要件(損失データの特定・収集に関するリスク管理態勢等)を確認しているが、こうしたプロセスを通じて金融機関のリスク管理の高度化の

契機となるのは望ましいことである。ただし、リスク管理態勢が整っていない段階で申請する場合には、審査に時間がかかること、また、承認後はその運用状況について定期的にモニタリングを行うことについて、留意いただきたい。自行損失データの利用に当たっては、取り組むべき課題を自ら発見し解決でき、継続的にリソース確保できることが必要となる。

(4)マーケットリスクの計測と不算入特例の設置

協同組織金融機関等には、現行規制では、マーケットリスクの計測は求めているが、昨今の金融経済環境下における市場リスク管理の重要性などを鑑み、新規制では、他の業態等と同様に「不算入特例」を設けつつ、マーケットリスクの計測を定めることとしている。

不算入特例は、トレーディング資産・負債や外国為替リスクが一定額未満の場合に、マーケットリスクの算出を免除するものである(図表5)。現在、本邦においてマーケットリスクを計測する金融

(図表5) 不算入特例の要件

- トレーディング勘定(商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定)の合計額が1,000億円未満であり、かつ、総資産の10%未満であること
 - 外国為替の全体のネット・ポジションが1,000億円未満であり、かつ、他のリスクアセットを加えた額の10%未満であること
- ※ 2点目の要件は、新規制で新たに加えられたもの。

機関は11金融グループ23先であり(23年3月期)、必ずしも多くはないが、今後、外国有価証券投資を積極的に行っている金融機関などが新たにマーケットリスクの計測を要することになると考えている。マーケットリスクの計測が必要となる場合、トレーディング勘定及び外国為替リスクが1,000億円未満であれば、算出負担の比較的小さい「簡易的方式」

を利用することができる。算出に当たっては、告示の定める基準に沿って、あらかじめ保有する金融商品をトレーディング勘定と銀行勘定に分類することが必要になるが、協同組織金融機関等の場合は、

図表2で示したように手続きが一部簡素化されている。

(5)信用評価調整(CVA)リスクの計測

CVAリスクは、デリバティブの取引相手の信用リスクの変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクであり、国内基準金融機関を含め、すべての金融機関に計測が求められている。もともと、信用組合においては、デリバティブ取引の想定元本がゼロ又は取引がない先も多いと考えられ、23年3月期にCVAリスク相当額を計上していたのは13先のみであった。新規制においても、デリバティブ取引が少ない(想定元本の合計額が10兆円以下)国内基準金融機関であれば、現行同様、CVAリスクを「非清算OTCデリバティブ取引の信用リスクアセット額×12%」で計測する簡便法が利用可能である。

4. おわりに

自己資本比率は、金融機関の財務の健

全性を測る共通の物差しであるといわれる。本邦では、国内基準金融機関にコア資本比率の計測・開示を求め、自己資本比率の「分子」である自己資本の向上を図ったのが14年3月期であったが、その後、約10年を経て、今度は「分母」であるリスクアセットの計測方法の見直しを行うこととなった。昨年春の米国・欧州における銀行システムの混乱は、物差しが適切に導入され、監督当局だけでなく、株主や債権者、地域の取引先や従業員、預金者といった多様なステイクホルダーにとって信頼されたものとなっていることの重要性を改めて感じさせた。リスクアセット計測の見直しは、金融機関の担当者の多大な努力があつて成し遂げられるものである。それがその業態に対する信頼性、ひいては金融安定性の維持・向上につながるようなものにならないといけないと考えている。